

[事案 2019-17] 就業不能給付金支払請求

・令和元年 12 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

責任開始期前発病を理由に給付金の支払いを拒否されたことを不服として、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

双極性障害により入院したため、平成 20 年 12 月に契約し、平成 23 年 12 月に就業不能特約を付加して転換し、平成 27 年 5 月に再度転換した組立型保険の就業不能特約にもとづき、就業不能給付金を請求したところ、責任開始期前発病に該当することを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、就業不能給付金を支払うか、既払込保険料を返還し、これまでの精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1)平成 27 年の転換時、保険会社は、精神病の既往症の記載のある人間ドックの結果を認識していたにもかかわらず、特別条件付契約等の措置もなく、本契約を締結している。
- (2)募集人から、どんな場合でも万一のことがあれば、就業不能特約で収入は保障されるという説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、平成 23 年の転換以前から、うつ病・双極性障害により通院をしており、給付金の対象疾病は責任開始期前に発病したものであり、就業不能給付金の支払要件に合致しない。
- (2)就業不能特約が付加された平成 23 年の転換時の告知では、うつ病等の告知はされていないが、平成 27 年の転換時に、告知書と一緒に提出された健康診断結果通知票に、既往症として精神病と記載されている。
- (3)募集人は、どんな場合でも万一のことがあれば、就業不能特約で収入は保障されるという旨の説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人の都合により、申立人の事情聴取は実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人がどんな場合でも就業不能特約で収入は保障される旨の説明をしたとは認められないが、紛争の早期解決の観点および以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)約款において、被保険者が、責任開始期前に発病していた疾病を原因として、責任開始期以後に就業不能状態に該当した場合でも、保険会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病は責任開始期以後に発病したものと取り扱う旨が定められており、告知時の事情等によっては、本事案は同規定に該当する可能性がある。

(2) 保険会社が健康診断結果通知票の記載について十分に検討し、申立人に追加告知を求める等の対応をしていれば、本特約について引き受けをしない、あるいは特別条件を付加していた可能性が高かったものと考えられる。